

赤砂崎公園 右岸広場 砥川ふれあい渚における
設置管理事業に関する協定書

2025年（令和7年）5月

下諏訪町

目次

第1章 総則

| | |
|------------------|---|
| 第1条 目的 | 1 |
| 第2条 定義 | 1 |
| 第3条 事業遂行の指針 | 1 |
| 第4条 本事業の概要 | 2 |
| 第5条 本事業の区域 | 2 |
| 第6条 事業期間 | 2 |
| 第7条 事業日程 | 2 |
| 第8条 設置管理許可等計画の変更 | 2 |
| 第9条 許認可及び届出等 | 3 |
| 第10条 関係者との調整 | 3 |

第2章 設置管理許可公園施設の設計・整備

| | |
|---------------------------|---|
| 第11条 許可公園施設の設計 | 3 |
| 第12条 整備に伴う各種調査 | 3 |
| 第13条 甲による許可公園施設の設計の変更 | 3 |
| 第14条 施工計画書 | 4 |
| 第15条 工事責任者の設置 | 4 |
| 第16条 施工体制 | 4 |
| 第17条 許可公園施設の設置許可 | 4 |
| 第18条 許可公園施設の整備工事 | 4 |
| 第19条 許可公園施設の設置期間 | 4 |
| 第20条 設置許可の更新 | 5 |
| 第21条 整備に伴う周辺の安全及び環境対策 | 5 |
| 第22条 甲による完了検査 | 5 |
| 第23条 甲による完了検査結果通知書の交付 | 5 |
| 第24条 整備工事の一時中止 | 5 |
| 第25条 整備工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱 | 5 |
| 第26条 工事着手及び完成時の甲に対する届出 | 5 |

第3章 設置管理許可公園施設の管理運営

| | |
|------------------|---|
| 第27条 許可公園施設の管理許可 | 6 |
| 第28条 維持管理 | 6 |
| 第29条 許可の取り消し等 | 7 |
| 第30条 変更許可申請等 | 7 |
| 第31条 廃止許可申請 | 7 |
| 第32条 改善命令 | 7 |
| 第33条 事業報告 | 7 |

| | |
|-------------------------|---|
| 第34条 許可公園施設の設置に係る使用料の納付 | 7 |
| 第35条 許可公園施設の設置に係る使用料の減免 | 8 |
| 第36条 第三者の使用 | 8 |
| 第37条 事故等緊急時の体制及び対応 | 8 |
| 第38条 災害時等の対応及び災害復旧活動等 | 8 |
| 第39条 地域との連携 | 8 |
| 第40条 原状回復 | 8 |

第4章 不可抗力及び法令等の変更

| | |
|------------------|---|
| 第41条 不可抗力による損害等 | 9 |
| 第42条 不可抗力による協定解除 | 9 |
| 第43条 法令等の変更 | 9 |

第5章 契約保証

| | |
|---------|---|
| 第44条 保証 | 9 |
|---------|---|

第6章 協定の解除

| | |
|---------------|----|
| 第45条 甲の解除権 | 10 |
| 第46条 乙による協定解除 | 10 |
| 第47条 解除に伴う措置 | 10 |

第7章 雑則

| | |
|----------------|----|
| 第48条 協議 | 11 |
| 第49条 著作権の使用 | 11 |
| 第50条 特許権等の使用 | 11 |
| 第51条 協定上の地位の譲渡 | 11 |
| 第52条 秘密保持 | 11 |
| 第53条 通知 | 12 |
| 第54条 管轄裁判所 | 12 |
| 第55条 定めのない事項 | 12 |

| | |
|-----------|----|
| 別表 リスク分担表 | 14 |
|-----------|----|

赤砂崎公園右岸広場砥川ふれあい渚における設置管理事業に関する協定書

下諏訪町（以下「甲」という。）とアルピコリゾート&ライフ株式会社を代表法人とした株式会社クロスプロジェクトグループとの共同事業体（共同体名を「アルピコ・クロスプロジェクト共同事業体」といい、以下「乙」という。）は、次のとおり、赤砂崎公園右岸広場砥川ふれあい渚における設置管理事業（以下「本事業」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下「法」という。）、下諏訪町都市公園条例（平成25年条例第8号）（以下「条例」という。）及び関係法令等の定めるところに従い、甲が示した「赤砂崎公園設置管理許可等指針（2024年（令和6年）12月）」を受けて、乙が提案した「設置管理許可等計画」に基づき、甲及び乙が相互に協力し、事業を確実に円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（1）設置管理許可等指針

甲が、設置管理許可を行うにあたり法第5条の規定に基づき各種条件等を定めた赤砂崎公園設置管理許可等指針、参考資料、様式集をいう。（以下「指針」という。）

（2）設置管理許可等計画

乙が、指針に基づき、甲に提出し選定された計画書（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類をいう。

（3）設置管理許可公園施設

乙が、設置管理許可等計画に基づき、設置、所有して管理運営する法第5条に規定する公園施設（以下「許可公園施設」という。）をいう。

（4）設置管理許可

甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、本事業の区域内で許可公園施設を設置し管理することを認め、与える許可をいう。

（5）不可抗力

暴風、豪雨、洪水浸水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、疫病その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由をいう。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、法令を遵守しつつ本協定、指針及び設置管理許可等計画に従って本事業を遂行しなければならない。

2 本協定、指針及び設置管理許可等計画の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、指針、設置管理許可等計画の順にその解釈が優先されるものとする。ただし、設置管理許可等計画の内容が指針に定める水準を超える場合には、その限りにおいて設置管理許可等計画の内容が優先する。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、指針に従い実施する許可公園施設の設計及び維持管理運営並びにこれらに付随し関連する一切の行為により構成される。

（本事業の区域）

第5条 本事業の区域は、赤砂崎公園右岸広場砥川ふれあい渚（長野県諏訪郡下諏訪町字赤砂崎10616番718。以下「本事業区域」という。）とする。

（事業期間）

第6条 本協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から第19条に規定する公園施設の設置に係る許可の期間までとする。

2 前項の事業期間の終了日は、次の各号に定める場合、甲が定め、別途乙に通知する。

- （1）乙に対する設置管理許可が取り消された場合
- （2）甲又は乙が本事業を途中で中止する場合

（事業日程）

第7条 本事業は、次の日程に従って実施する。

| 項目 | 時期 | 実施主体 |
|---------------|----------------|------|
| 本協定の締結 | | 甲及び乙 |
| 設計協議 | 本協定の締結後 | 甲及び乙 |
| 設置許可申請 | 第17条第1項の規定による | 乙 |
| 設置許可 | 第17条第2項の規定による | 甲 |
| 整備工事着手 | 設置許可から3カ月以内 | 乙 |
| 完了検査 | 許可公園施設の整備工事完成後 | 甲 |
| 管理許可申請 | 第27条第1項の規定による | 乙 |
| 管理許可 | 第27条第3項の規定による | 甲 |
| 許可公園施設の管理運営 | 管理許可後 | 乙 |
| 許可公園施設の撤去設計協議 | 許可公園施設の撤去承諾前 | 甲及び乙 |
| 許可公園施設の撤去承諾 | 事業完了の6カ月以前 | 甲 |
| 許可公園施設の撤去工事着手 | 許可公園施設の撤去承諾後 | 乙 |
| 原状回復の確認 | 許可公園施設の撤去工事完成後 | 甲 |
| 事業完了 | 原状回復の確認後 | |

（設置管理許可等計画の変更）

第8条 乙は、設置管理許可等計画を変更する必要がある場合は、甲と協議を行った上で甲に変更の申請を行い、甲の承諾を得なければならない。

2 甲は、前項の変更の申請があったときは、指針の内容に合致し、相当な理由があると認める場合に限って、承諾をするものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 乙は、許可公園施設の設計、整備、管理運営、及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等に際して、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

2 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出、その他甲が乙にとって必要と判断する事項について協力しなければならない。

3 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出、その他甲が必要と判断する事項について協力しなければならない。

(関係者との調整)

第10条 乙は、円滑な事業遂行を目的として、必要に応じて赤砂崎公園周辺の関係者と調整を実施しなければならない。この場合において甲は、積極的に協力するものとする。

第2章 設置管理許可公園施設の設計・整備

(許可公園施設の設計)

第11条 乙は、自らの責任及び費用負担において、許可公園施設の設計を行い、設計図書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の設計図書の内容が、法令違反、本協定・指針・設置管理許可等計画との相違、若しくはその他の不備があると認めた場合は、乙に対して修正を指示することができる。

3 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該指示に基づいて設計図書を修正し、甲に提出しなければならない。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、修正を指示することができる。

4 乙は、許可公園施設の設計にあたり、設置管理許可等計画を変更する必要がある場合は、第8条第1項に規定する甲の承諾を得た上で設置管理許可等計画を変更し、変更後の設置管理許可等計画の内容に基づき設計を行わなければならない。

5 第3項の規定に基づき設計図書等を修正するにあたり、乙に増加費用が発生した場合、その費用は乙の負担とする。

6 乙が行う建築物の設計業務は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている者でなければならない。

(整備に伴う各種調査)

第12条 乙は、許可公園施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査、その他調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また乙は、それらの調査等を行う場合は甲に事前に連絡しなければならない。

(甲による許可公園施設の設計の変更)

第13条 甲は、第11条第2項又は第3項の規定にかかわらず、本事業を遂行するために必要と認める場合は、乙に対して設計図書等の変更を求めることができる。ただし、甲は、設置管理許可等計画の範囲を逸脱する設計図書の変更を乙に対して求めることはできない。

2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じるときは、乙は

事前に甲と協議し、費用負担の割合及び方法を取り決めるものとする。ただし、甲の指示による設計変更が乙の作成した設計図書等の不備、瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が一切の費用を負担しなければならない。

(施工計画書)

第14条 乙は、許可公園施設の整備工事の着工前に施工計画書(施工体制、工事全体工程表、安全管理及び緊急連絡体制)を作成し、甲に提出しなければならない。

2 前項の施工計画書に変更が生じた場合は、乙は、速やかに変更施工計画書を甲に提出しなければならない。

(工事責任者の設置)

第15条 乙は、許可公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、工事責任者は、工事現場の運営・監理を行わなければならない。

(施工体制)

第16条 乙が行う建築物の建設業務は、下諏訪町入札参加資格審査名簿において、申請区分「建設工事」、申請業種「建築一式工事」の登録がされている者とし、それ以外の建設業務を行う者は、当該名簿において、申請区分「建設工事」、申請業種「土木一式工事」、「建築一式工事」又は「造園工事」のいずれかの登録がされている者でなければならない。

2 前項の規定に加え、乙は、公園施設の施工は本店が下諏訪町内に所在する事業者への発注としなければならない。また、その下請けについても本店が下諏訪町内に所在する事業者への発注に努めるものとする。

(許可公園施設の設置許可)

第17条 乙は、許可公園施設の整備工事着手日の2週間前までに、法及び条例に規定する公園施設の設置に係る許可の申請書(以下「設置許可申請書」という。)を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項の設置許可申請書を審査し、申請内容が法第5条第2項の要件を満たし、かつ、指針及び設置管理許可等計画の内容に合致している場合、これを許可する。(以下「設置許可」という。)

(許可公園施設の整備工事)

第18条 乙は、前条第2項に規定する許可を受けた後、許可公園施設の整備工事に着手しなければならない。

2 乙は、既存公園施設を移設又は撤去する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。この場合において発生する費用負担は乙とする。

(許可公園施設の設置期間)

第19条 公園施設の設置に係る許可の期間(以下「設置許可期間」という。)は、設置許可日から10年以内とする。

2 前項の設置許可期間は、許可公園施設の整備、管理運営、及び第40条に規定する原状回復を含む。

(設置許可の更新)

第20条 乙は、前条に規定する期間内において、設置許可期間を更新することができる。ただし、更新する期間についても10年をこえることができない。

2 乙は、設置許可期間を更新する場合は、設置許可期間内に設置許可申請書を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

3 甲は、前項の設置許可申請書を審査し、申請内容が法第5条第2項の要件を満たし、かつ、指針及び設置管理許可等計画の内容に合致している場合、更新を許可する。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第21条 乙は、許可公園施設の整備工事を行うにあたり、事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、乙の負担かつ責任において、騒音・振動・交通渋滞・水質汚濁・地盤沈下等の対策を行わなければならない。

(甲による完了検査)

第22条 甲は、整備工事完成後、乙の報告に基づき、許可公園施設の完了検査を実施しなければならない。

2 完了検査の結果、許可公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。乙は、速やかに当該是正を行い、完成後は遅延なく、甲に是正の完成を報告しなければならない。

3 甲は、前項の是正の完成報告を受けた後、再度完了検査を実施しなければならない。

(甲による完了検査結果通知書の交付)

第23条 甲は、前条に規定する完了検査の結果、許可公園施設の整備状況が設計図書の内容に適合する場合は、完了検査結果通知書により乙にこれを通知しなければならない。

2 甲は、前項の完了検査結果通知書の通知を行ったことを理由として、何ら責任を負うものではない。

(整備工事の一時中止)

第24条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、許可公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(整備工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱)

第25条 乙が、許可公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

(工事着手及び完成時の甲に対する届出)

第26条 乙は、許可公園施設の整備工事着工前に、工事着工届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、許可公園施設の整備工事を完成したときは、その完成の日から5日以内に、工事完成届を甲に提出しなければならない。

第3章 設置管理許可公園施設の管理運営

(許可公園施設の管理許可)

第27条 乙は、許可公園施設の供用開始日の1カ月前までに、法及び条例に規定する公園施設の管理に係る許可の申請書(以下「管理許可申請書」という。)を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 前項の許可申請書には、次の事項を記載した管理運営計画書を添付しなければならない。

(1) 管理運営計画

- ① 管理運営方針
- ② 管理運営形態
- ③ 安全対策(防火・防犯・防災など)
- ④ 環境対策(騒音・振動対策など)

(2) 維持管理計画

- ① 維持管理方針
- ② 清掃など美観の保持
- ③ 建築物、設備等保守、消防点検等
- ④ 巡視、点検
- ⑤ 警備、巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応など)

(3) 事故等緊急時(災害時を除く)の体制及び対応

(4) 災害時の対応及び災害復旧活動計画

(5) 収支計画

(6) その他甲が指定するもの

(7) 事業内容の報告

- ① (1)～(6)に関する実施状況

3 甲は、第1項の管理許可申請書及び第2項の管理運営計画書を審査し、申請内容が法第5条第2項の要件を満たし、かつ、管理運営計画書の内容が指針及び設置管理許可等計画の内容に合致している場合、これを許可する。(以下「管理許可」という。)

4 管理許可の期間は、第19条に規定する設置許可期間と同様とする。

5 乙は、管理許可の期間を更新する場合は、設置許可期間内に管理許可申請書及び管理運営計画書を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

6 甲は、前項の管理許可申請書及び管理運営計画書を審査し、申請内容が法第5条第2項の要件を満たし、かつ、管理運営計画書の内容が指針及び設置管理許可等計画の内容に合致している場合、これを許可する。

(維持管理)

第28条 乙は、前条第3項に規定する管理許可の際に付された許可条件、指針、設置管理許可等計画、管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、許可公園施設を適切に維持及び管理運営するものとする。

2 乙は、環境の維持及び向上のため、乙の負担において本事業区域内の清掃、草刈り等の日常的な維持管理を行うものとする。

(許可の取り消し等)

第29条 甲は、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合において、法の定めるところに従い、第17条第2項に規定する設置許可及び第27条第3項に規定する管理許可又はいずれかの許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

2 甲は、乙による許可公園施設の管理運営業務の水準が、指針及び設置管理許可等計画の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず、当該業務の水準が改善しないと判断する場合、第17条第2項に規定する設置許可及び第27条第3項に規定する管理許可を取り消すことができるものとする。

(変更許可申請等)

第30条 乙は、第17条第2項に規定する設置許可を受けた事項又は第27条第3項に規定する管理許可を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を受けなければならない。

2 乙は、第1項の申請が設置管理許可等計画の変更を伴う場合は、第8条に規定する甲の承諾を同時に受けなければならない。

(廃止許可申請)

第31条 乙が、第17条第2項に規定する設置許可に係る設置を廃止するときは、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(改善命令)

第32条 甲は、許可公園施設の管理運営業務の水準が、指針及び設置管理許可等計画の水準に達していないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は命令をすることができる。

(事業報告)

第33条 乙は、第27条第2項に規定する管理運営計画書を会計年度(本事業における会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。)ごとに作成して、実施年度の4月末日までに、甲へ提出しなければならない。

(許可公園施設の設置に係る使用料の納付)

第34条 乙は、設置許可期間中、許可公園施設に係る設置許可使用料を甲に支払わなければならない。

2 前項の設置許可使用料の額は、条例に基づき、使用料(円/㎡・年)(当該会計年度の4月1日時点における土地の固定資産評価額(1㎡あたり)に100分の6を乗じた金額)に設置許可を受けて使用する総面積を乗じた金額とする。なお、設置許可期間が1年に満たない会計年度が生じた場合は、条例によるものとする。

3 乙は、前項の設置許可使用料の額を、甲が会計年度ごとに発行する納入通知書に基づき納付しなければならない。

4 甲は、条例改正又は土地の固定資産評価額の評価替え等により額に変更が生じた場合は、設置許可使用料の額を見直すものとする。

5 甲は、前項の設置許可使用料の額に変更が生じた場合は、速やかに乙へ書面により通知しなければ

ならない。

(許可公園施設の設置に係る使用料の減免)

第35条 甲は、設置許可の日から3カ年、前条に規定する使用料を免除とする。

2 甲は、第40条に規定する原状回復工事期間中、前条に規定する使用料を免除とする。

3 甲は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(第三者の使用)

第36条 乙は、許可公園施設の管理運営にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項による第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、許可公園施設の管理運営に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき一切の事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(事故等緊急時の体制及び対応)

第37条 乙は、本事業の実施にあたり、事故等緊急時に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、赤砂崎公園や周辺におけるイベント等開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲及びイベント等主催者に協力しなければならない。

3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 甲は、事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、本事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(災害時等の対応及び災害復旧活動等)

第38条 乙は、本事業の実施にあたり、災害等における利用者の一時避難の受け入れや甲からの要請による災害復旧活動及び防災訓練に協力しなければならない。

2 甲は、災害が発生した場合、それに対応するため、乙に対し、本事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

3 前各項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(地域との連携)

第39条 乙は、本事業の実施にあたり、赤砂崎公園のみならず下諏訪町内又は諏訪広域への波及効果を見込むため、地域と連携した取り組みに努めるものとする。

(原状回復)

第40条 乙は、事業期間終了前の甲が指定する期日までに、本事業区域及び乙の責めにより汚損若しくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立ち会い及び確認のもとで甲に返還しなければならない。た

だし、新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、乙の所有する許可公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が事前に同意した場合は、この限りではない。

2 乙が、前項の原状回復を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、原状回復工事の設計内容について、事業期間終了の6カ月前までに設計内容等を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。

(2) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。

3 甲は、原状回復工事完成後の立ち会いにおいて、設計内容と相違がある場合や十分な原状回復が行われていないと判断した場合は、乙に是正を求めることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

4 乙が第1項に規定する原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙にその費用を請求することができる。

第4章 不可抗力及び法令等の変更

(不可抗力による損害等)

第41条 乙は、本協定の締結後における不可抗力により、本協定等に従って本事業を行うことができなくなった場合、その判断の理由を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。

2 甲は、不可抗力により許可公園施設が甚大な被害を受け第三者に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合は、乙に対して、本事業の全部又は一部の停止及び危険物の除去を命じることができる。

3 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

4 事業期間中の甲及び乙のリスクの分担は別表リスク分担表のとおりとする。なお、本協定のその他の規定及び別表リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については甲及び乙の協議により決定する。

(不可抗力による協定解除)

第42条 不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合は、甲は乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(法令等の変更)

第43条 甲及び乙は、本協定の締結後の法令等変更により、本協定等に従って本事業を行うことができなくなった場合、対応について協議を行うものとする。

第5章 契約保証

(保証)

第44条 乙は、本事業から生じる全ての債務の担保として、甲に保証金を預託しなければならない。なお、保証金の額は、本事業区域の原状回復に要する費用の相当額とする。

2 預託回数、預託時期については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

3 第1項の保証金は、事業期間中、甲が無利息で預かるものとし、甲は、事業期間終了時において、

甲が第40条に規定する原状回復の確認後、甲に対する支払債務等を差し引いた額を乙に返還する。

第6章 協定の解除

(甲の解除権)

第45条 甲は、第6条に規定する事業期間にかかわらず、乙が取得した設置管理許可を取り消し、若しくは更新しない場合、又は次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、本協定を解除することができる。

(1) 乙が、本協定、設置許可又は管理許可の際に付された許可条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合

(2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられても、なお改善が見られない場合

(3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合

(4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受けた場合

(6) 乙が、監督官庁により営業取消又は停止等の処分を受け、若しくは自ら営業等を休止又は停止した場合

(7) 乙が、政治的又は宗教的な用途で、利用者が対象となることが予想される勧誘活動及び普及宣伝活動等を行った場合

(8) 乙が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業を行った場合

(9) 乙が、青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等を行った場合

(10) 乙が、騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為を行った場合

(11) 乙が、下諏訪町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に該当する者又はそれらに密接な関係を有する者と判明、及びその利益となる活動を行う者の活動等を行った場合

(12) 前各号に定めるほか、甲が本事業を中止すべきと判断した場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。

(乙による協定解除)

第46条 甲が本協定、設置管理許可書及び指針等に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、本協定を解除することができる。

2 乙は、経営状況の悪化等により本事業の継続が困難と判断される場合、本事業を中止する日の6カ月前までに書面により甲に通知し、本協定を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第47条 甲は、本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地及びその理由を公表することができる。

第7章 雑則

(協議)

第48条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

(著作権の使用)

第49条 甲が、本事業の手續において又は本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)の著作権は、甲に帰属する。

2 甲は、成果物(乙が、本協定、指針又は設置管理許可等計画に基づいて甲に提出した一切の書類、図面、イラスト等をいう。以下同じ。)について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

3 成果物及び許可公園施設のうち著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

4 乙は、甲が成果物及び許可公園施設を次の各号に定めるところにより利用することができるようにし、自ら又は著作権者(甲を除く。)をして、著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作権者の名称を表示することなく、成果物の全部若しくは一部、又は許可公園施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは使用させること。
- (2) 法令等に基づく請求があった場合に限り、成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(特許権等の使用)

第50条 乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている技術等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(協定上の地位の譲渡)

第51条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位又は本協定により生じる権利を第三者に譲渡又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ、本協定上の地位又は本協定により生じる義務を第三者に承継させてはならない。

(秘密保持)

第52条 甲及び乙は、本協定又は本事業に関連して知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持して責任を持って管理し、本協定に係る義務の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。なお、事業期間が終了し、又は本協定を解除された後においても同様とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

(5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報

3 第1項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

4 甲は、前各項の規定に関わらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って、情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(通知)

第53条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに書面により甲に通知しなければならない。

(1) 乙の本社所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合

(2) 乙が、銀行取引停止処分又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受けた場合又はこれらの申立てをした場合

(3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 乙が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合

(5) 乙が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、その他の事由により、損害を被った場合

(6) 乙の設置及び管理する施設が、本事業の実施にあたり、第三者からの危害等により滅失又は毀損した場合

(7) 本事業区域内の全部又は一部を第三者が占有した場合

(管轄裁判所)

第54条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訴・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第55条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

2 甲及び乙の協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年5月29日

(甲) (所在地) 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

(代表者) 下諏訪町長

高坂 徹

(乙) (共同体名) アルピコ・クロスプロジェクト共同事業体

代表法人

(所在地) 長野県茅野市北山 4035 番地 170

(法人名) アルピコリゾート&ライフ株式会社

(代表者) 代表取締役

鶴川 守

構成法人として

(所在地) 長野県北安曇郡白馬村北城 2937 番地 767

(法人名) 株式会社クロスプロジェクトグループ

(代表者) 代表取締役

辻 隆

別表 リスク分担表 (第41条第4項関係)

| リスクの種類 | 内容 | 分担 | |
|--------------|--|------|---|
| | | 甲 | 乙 |
| 法令等の変更 | 乙が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更 | 協議事項 | |
| 第三者賠償 | 乙が行う整備・管理運営業務において第三者に損害を与えた場合 | | ○ |
| 物価 | 事業期間中のインフレ、デフレ | | ○ |
| 金利 | 事業期間中の金利変動 | | ○ |
| 不可抗力 | 感染症、自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業 | | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金確保 | | ○ |
| 事業の 中止・延期 | 甲の責任による中止・延期 | ○ | |
| | 乙の責任による中止・延期 | | ○ |
| | 乙の事業放棄・破綻 | | ○ |
| | 甲及び乙の責任によらない事案が発生した場合 | 協議事項 | |
| 申請コスト | 申請費用の負担 | | ○ |
| 引継コスト | 施設運営の引継ぎ費用の負担 | | ○ |
| 施設競合 | 競合施設による利用者減、収入減 | | ○ |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと異なる状況 | | ○ |
| 運営費の増大 | 甲の責任による運営費の増大 | ○ | |
| | 甲以外の要因による運営費の増大 | | ○ |
| 施設の修繕等 | 施設、機器等の損傷 | | ○ |
| 債務不履行 | 甲の協定内容の不履行 | ○ | |
| | 乙の事由による業務又は協定内容の不履行 | | ○ |
| 性能リスク | 甲が要求する業務水準の不適合に関する事項 | | ○ |
| 損害賠償 | 施設、機器等の不備、施設管理上の瑕疵による事項 | | ○ |
| 警備リスク | 乙の警備不備による事項 | | ○ |
| 運営リスク | 施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク | | ○ |
| 原状回復 | 原状回復に要する費用 | | ○ |

